

## 「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言 (案)」に関する意見書

一般社団法人ソーラーシェアリング推進連盟

資源エネルギー庁からパブリックコメントに付されている「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 提言 (案)」について、一般社団法人ソーラーシェアリング推進連盟として下記の通り意見を表明します。

### 1. 事業規律の確保に向けた取組の影響を精査すべき

p.5の「4. 地域と共生した事業規律の確保に関するこれまでの取組」について、これまで五月雨式に後付けの規制の追加が進んできたことで、発電事業者側としては事業の予見可能性が常に大きく毀損されてきた。法令許認可を遵守し健全な再生可能エネルギー発電事業を行うことは当然として、後付けの規制強化に対応するコスト等は果たしてFIT制度に適切に織り込まれてきたのか、また現在の再生可能エネルギー電源の発電コストにどの程度影響を与えているのかを精緻に検証し結果を公表すべきである。FIT制度開始時にこうした法令許認可等についての整理が十分に行われてこなかったことに政府の大きな不作為があり、結果として法令遵守を軽視した事業者が大きな利益を得て、遵守を徹底する事業者ほど不利な状況に置かれてしまってきた点を問題視すべきである。その部分への政策当事者の総括が無くして、発展的な取り組みを考えることはできない。

### 2. 促進区域等の設定について

p.9の「(3) 再エネ導入を促進する制度における立地状況等に応じた対応」において、改正温対法における促進区域の設定に関する言及があるが、当該促進区域における導入可能性が我が国において必要とされる再生可能エネルギー量を賄う規模となるかどうかについては、国が監視・指導すべきである。現在でも、都道府県と市町村において温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標が整合しない事例が散見されており、国及び都道府県の基準として域内で確保すべき再生可能エネルギーの総量を算定し、その数値目標を市町村に示すべきである。

### 3. FIT・FIPの交付金留保について

p.12の「(2) 違反の未然防止・違反状況の早期解消に向けた取組」において、違反状況を早期に解消するため売電収入 (FIT・FIP交付金) の交付を留保することに関する言及が

ある。こうした事業者側の経済的な利益を抑制することによる違反是正の促進自体は手段として考えられるが、一方で制度運用側による権限の乱用が起きないように厳格な判断基準・ルール作りも行うべきである。違反状態の定義、違反是正の指導段階、改善が見られないと判断する期間などを全て明示し、違反状態が解消された場合には速やかに交付を再開することや、現場の不透明な裁量による交付留保には事業者側が異議申し立てを出来るフローなどを明確に整理すべきである。

#### 4. 調達期間後の適切な管理や設備更新について

p.16「(3) 調達期間後の適切な管理や設備更新」において、「既存の再エネの追加投資・再投資を促すことで、長期電源化を促すことが重要であることから、支援期間終了後の設備を長期稼働させるための検討が必要」という一文があるが、現在の廃棄費用積立金と言ったルールは調達期間終了時の廃棄を促す意図が強いと事業者側としては受け止めており、本当に長期稼働を促す意思があるのであれば、まずその旨を大前提として広く社会・事業者にも周知した上で、事業継続を目指す事業者へのインセンティブが強くなるよう制度を設計する議論を同時に行うべきである。

#### 5. 営農型太陽光発電に関する事項について

p.8の「(1) 太陽光発電設備の立地に関する考え方」において、営農型太陽光発電に関する整理が行われている。行政機関や営農型太陽光発電への取り組みを考える事業者などからは、地域の優良な事例が見えないという声を多く伺っており、不適切な事例の抑制を図るためにも「これが良い営農型太陽光発電である」ことを少なくとも都道府県単位で取りまとめて発信していくべきである。その中には、一時転用許可のルールに適合する上での農業面での工夫や、自然災害に耐える設備設計や施工のあり方なども含めるべきであり、好事例発信と基準の明示によって事業の適正化をより促進することが必要である。

以上